

松前町地域防災計画の修正概要

I 計画改定の基本的事項

1 計画の位置付け

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、松前町の防災対策を定めたものです。この計画に定めた方針を推進することによって住民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的としています。

2 計画修正の経緯

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超えた地震と津波により未曾有の被害が発生しました。

このことから、国における防災基本計画の修正や災害対策基本法の改正をしており、愛媛県においても平成 24 年 10 月に愛媛県地域防災計画（風水害対策編・地震災害対策編・津波災害対策編）の修正を行って以来、毎年度改定を行っていています。また、平成 25 年の 6 月と 12 月には「愛媛県地震被害想定調査」を発表しました。

さらに、松前町を含む愛媛県全体が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づく「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定されたことにより、その対策計画の策定が必要となりました。

加えて、県内に設置されている四国電力伊方発電所における原子力災害が発生した場合の対策も必要です。

今回の修正は、今後これらの各災害に対応するため、計画全体の改定を行うものです。

3 計画修正の大きな柱

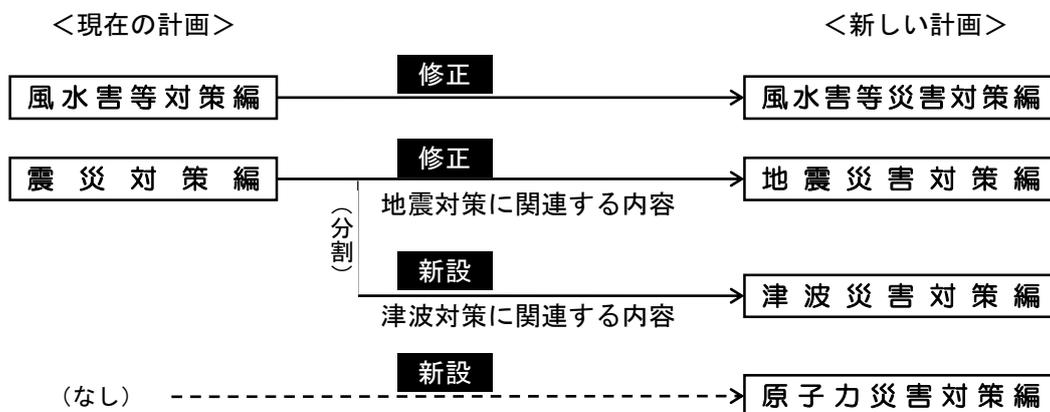
① 津波災害対策編の新設

瀬戸内海に面している本町における大規模地震による津波は最大で4.2m（松前港）と予想されています。津波の被害・対策は、地震の揺れによるものとは大きく異なっていることから、災対策編を拡充するのではなく、新たに編を設け、予防、応急対策、復旧・復興の各段階における対策を体系的に示しています。

② 原子力災害対策編の新設

本町は、四国電力伊方発電所から30km以上離れており、国が定めるPAZ（予防的防護措置を準備する区域）やUPZ（緊急時防護措置を準備する区域）に含まれていません。

しかしながら、原子力災害に対しては一般住民の関心が高いことや本町への避難者の受け入れ等の事態が発生することが想定されることから、新たに編を設け、予防、応急対策、復旧・復興の各段階における対策を体系的に示しています。



③ 「震災対策編」の名称変更

今回、津波災害対策編を新設するにあたり、これまでの「震災対策編」から津波に関する内容を削除し地震のみの内容となることから、編の名称を「地震災害対策編」としています。

④ 各編の構成の共通化

従前の計画は、県計画を基本に、風水害等災害対策編、震災対策編それぞれにおいて、構成や記述に差異がみられる箇所がありました。

今回の改定にあたり、町が災害対策に取り組む観点から、どのような災害が発生しても効率的に対応できるよう、可能な範囲で構成や記述の共通化を図っています。

なお、この場合、一方の編で全てを記述し、その他の編では共通する事項を省略する自治体もありますが、災害発生時に必要な対策を短時間で見出すために、共通事項であっても全ての内容を記述しています。

⑤ 活動体制の見直し

町の組織改変に伴い、災害対策本部の組織や各部課が行うべき業務を変更しています。

また、迅速な組織体制の構築をおこなうため、水防準備体制の新設や従前の災害対策

初動班を災害警戒本部に改称するなど、段階的な活動体制の設置基準及び協議事項を記載しています。

⑥主な修正ポイント

- ・被害想定の変更
【南海トラフ地震の被害想定】
- ・気象予防法の改正に伴う修正
【特別警報への対応】
 - ・法改正に基づく災害時要援護者の名称や対策の変更
- 【避難行動要支援者・要配慮者へ名称修正】
- 【避難行動要支援者への支援方法】